

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年4月12日
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長 五十嵐 和人

1. 競争に付する事項

物件番号 入札番号 第1号 建設機械等チャーター単価契約(鹿角地区)
第2号 建設機械等チャーター単価契約(大館・北秋田地区)

(1) 入札の名称、契約内容・規格、予定数量等

「建設機械等チャーター単価契約入札」
入札番号ごとの内容は別紙「入札物件内訳書」による

(2) 契約日

落札決定後7日以内

(3) 履行期間

自 契約締結日の翌日から
至 令和7年2月21日まで

(4) 作業場所

米代東部森林管理署管内林道
(物件毎の詳細は別紙入札物件明細書のとおり)

(5) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は、落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の営業品目「315 その他」で「東北

地域」の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (7) 発注者の指定する方法で入札説明資料の交付を受けていること。

3. 入札・開札の場所及び日時

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

- (ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和 6 年 5 月 8 日（水） 9 時 00 分から

令和 6 年 5 月 9 日（木） 14 時 00 分まで

- (イ) 紙入札方式により参加する場合

令和 6 年 5 月 9 日（木） 13 時 45 分～14 時 00 分まで

郵便入札を認めることとする。郵便入札による場合は、「入札説明書」に記載の方法で、令和 6 年 5 月 8 日 17 時 00 分まで必着のこと（書留郵便に限る）。入札書の日付は「令和 6 年 5 月 9 日」とする。

ただし、再度の入札を行う場合は引き続いて行うので、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない。

提出場所 〒017-0031 秋田県大館市上代野字中岱 3-23

米代東部森林管理署 総務グループ 電話 0186-50-6130

- (2) 開札の日時及び場所

令和 6 年 5 月 9 日（木） 14 時 00 分

米代東部森林管理署 会議室

4. 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明資料を交付する場所

上記 3（1）の提出場所

- (2) 入札説明資料の交付等

上記 3（1）の提出場所にて公告に日より令和 6 年 5 月 2 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）

9 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。）

- (3) 交付資料

交付資料は電子調達システムからダウンロードすること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、上記3（1）の提出場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

5. 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、上記2（3）の資格を有することを証明した書類（「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを下記により提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和6年5月2日17時00分まで（提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日）。

なお、当該証明書類等に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和6年5月7日17時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記3（1）の提出場所に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、持参する場合は、令和6年5月2日17時00分までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関休日を除く毎日、9時00分から17時00分（ただし、12時00分から13時00分を除く）

6. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。内訳書の様式は任意であるが、機種ごとの1時間当たりの単価、機械輸送は距離区分ごとの単価及び総額を明らかにすること。

なお、入札の際に内訳書が未提出又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

入札説明書及び競争契約入札心得による。

(5) 落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が一千万円を超える物件について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち最低

の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 予定価格が一千万円を超える物件について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中の変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(8) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

本公告に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ> 公売・入札情報> 各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

入 札 物 件 内 訳 書

第1号

建設機械等チャーター単価契約（鹿角地区）

機 種 等	規 格	予 定 時 間、回 数			備 考
バックホウ	0.45 m3	518	H		山積
ダンプトラック	4 t	49	H		
バックホウ輸送費	0.45 m3	10.0	回		10 kmまで
バックホウ輸送費	0.45 m3	4.5	回		10 kmを超え20 kmまで
バックホウ輸送費	0.45 m3	1.0	回		20 kmを超え30 kmまで
バックホウ輸送費	0.45 m3	0.5	回		30 kmを超え40 kmまで
バックホウ輸送費	0.45 m3	0.5	回		40 kmを超え50 kmまで
計					

※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

内訳明細書

第1号

建設機械等チャーター単価契約（鹿角地区）

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホウ 0.45 m3	ダンプトラック 4.0 t	ホイールローダ 1.2 m3	トラック（クレーン装置付き） 4t積・2.9t吊	備考
花輪 ・ 柴内 ・ 八幡平	夜明島	38	7			支所～夜明島 10kmまで 0.5回
	真金山	4				自走
	早稲山	4				自走
	小堀内	18	14			自走
	大堀内	3				自走
	折ヶ島	3				大堀内～折ヶ島 30kmまで 0.5回
	江戸川	3				折ヶ島～江戸川 10kmまで 0.5回
	ゼンマイ沢	3				江戸川～ゼンマイ沢 10kmまで 0.5回
	東の又	7				ゼンマイ沢～東の又 20kmまで 0.5回
	水晶山	7				東の又～水晶山 20kmまで 0.5回
	三の岳	4				水晶山～三の岳 20kmまで 0.5回
	佐比内	7				三の岳～佐比内 20kmまで 0.5回
	浦志内	7				佐比内～浦志内 20kmまで 0.5回
	大又沢	7				浦志内～大又沢 20kmまで 0.5回
	非瀬沢	7				大又沢～非瀬沢 10kmまで 0.5回
外コウベ	7				非瀬沢～外コウベ 30kmまで 0.5回	
小坂 ・ 濁川	荒川沢	14	7			外コウベ～荒川沢 50kmまで 0.5回
	白地	14				荒川沢～白地 10kmまで 0.5回
	錠	14				自走
	荒川	14				白地～荒川 10kmまで 0.5回
	余路米	7				荒川～余路米 20kmまで 0.5回
	雑魚沢	14	7			自走
	新遠部	14	7			余路米～新遠部 10kmまで 0.5回
	酒屋沢	14				自走
止滝 ・ 中滝	門ノ沢	4				中滝沢～門ノ沢 40kmまで 0.5回
	面内	14				門ノ沢～面内 10kmまで 0.5回
	冷川	28				面内～冷川 10kmまで 0.5回
	湯の又	7				自走
	カラタマ沢	14				自走
	温川	14				自走
	黒戸沢	4				冷川～黒戸沢 10kmまで 0.5回
	大川反	4				黒戸沢～大川反 10kmまで 0.5回
	浅繁	4				自走
	津久保	4				大川反～津久保 10kmまで 0.5回
	山中沢	4				浅繁～山中沢 10kmまで 0.5回
大湯	カリウ沢	4				自走
	北の沢	4				自走
	太平	21				山中沢～太平 20kmまで 0.5回
	大根津戸（上）	14				自走
	荒川	21				大根津戸（上）～荒川 20kmまで 0.5回
	堀内	14				荒川～堀内 10kmまで 0.5回
	扇の平	7				自走
	シドノ沢	7				自走
	白山	14				堀内～白山 10kmまで 0.5回
	福草沢	7				白山～福草沢 10kmまで 0.5回
	不老倉	14				自走
	小又沢支線	7				自走
	小又二の沢	7				自走
寺の沢	14				福草沢～寺の沢 10kmまで 0.5回	
					寺の沢～支所 10kmまで 0.5回	
計		518	49	0	0	

※バックホウ、ホイールローダには誘導員（軽作業員）を配置すること。

※融雪後の林道状況、他事業実行上の都合から、作業箇所、数量については変更となる場合がある。

※チャーター機械についてはアワメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数（回）	備考
バックホウ 0.45 m3	10 kmまで	10.0	
バックホウ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	4.5	
バックホウ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	1.0	
バックホウ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	0.5	
バックホウ 0.45 m3	40 kmを超え50 kmまで	0.5	
計		16.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0回とし、片道の場合は0.5回とする。

入札物件内訳書

第2号

建設機械等チャーター単価契約（大館・北秋田地区）

機 種 等	規 格		予定時間、回数		備 考
バックホウ	0.45	m3	1021	H	山積
ダンプトラック	4	t	44	H	
トラック（クレーン装置付き）	4	t	7	H	吊り能力 2.9 t
バックホウ輸送費	0.45	m3	20.5	回	10 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	5.5	回	10 kmを超え20 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	3.5	回	20 kmを超え30 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	1.5	回	30 kmを超え40 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	0.5	回	40 kmを超え50 kmまで
計					

※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

内訳明細書

第2号

建設機械等チャーター単価契約（大館・北秋田地区）

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホ 0.45 m3	ダンプトラック 4.0 t	ホイールローダ 1.2 m3	トラック (ローン装置付き) 4t積・2.9t吊	備 考	
長木 ・ 矢立	粕田沢	7				支所から粕田沢	10kmまで 0.5回
	陣内	15				自走	
	鯉沢	7				旭沢～鯉沢	30kmまで 0.5回
	支根刈	16				鯉沢～支根刈	10kmまで 0.5回
	長木沢	10				自走	
	角掛沢	6				支根刈～角掛沢	10kmまで 0.5回
	新沢	10				角掛沢～新沢	10kmまで 0.5回
	小新沢	7				自走	
	小茂内	8				新沢～小茂内	20kmまで 0.5回
	寺の沢	6				小茂内～寺の沢	20kmまで 0.5回
	西の又	10				寺の沢～西の又	10kmまで 0.5回
	矢立	10				西の又～矢立	10kmまで 0.5回
					矢立～支所	20kmまで 0.5回	
扇田東 ・ 扇田西	長部	5				粕田沢～長部	40kmまで 0.5回
	最上沢	3				自走	
	北又沢	7				自走	
	善七沢	5				自走	
	エツコ穴沢	5				自走	
	別所沢	7				長部～別所沢	30kmまで 0.5回
	炭谷	5			1	別所沢～炭谷	30kmまで 0.5回
	丹内	3				炭谷～丹内	10kmまで 0.5回
	丹内雪沢	7				自走	
	一通沢	3				丹内～一通沢	20kmまで 0.5回
	金山	5				一通沢～金山	10kmまで 0.5回
	左一通沢	7			1	金山～左一通沢	10kmまで 0.5回
	三吉沢	5				自走	
	延子沢	7				自走	
	棚沢	7				左一通沢～棚沢	10kmまで 0.5回
	小棚沢	5				自走	
	大差部	3				棚沢～大差部	10kmまで 0.5回
	芦内	21			1	大差部～芦内	10kmまで 0.5回
	萱戸沢	14			1	芦内～萱戸沢	10kmまで 0.5回
	崎吉沢	3				萱戸沢～崎吉沢	10kmまで 0.5回
	泥繁	5				自走	
	志戸内	14			1	自走	
	甚太郎沢	3				自走	
	小倉沢	3				崎吉沢～小倉沢	10kmまで 0.5回
	長内	21	10		1	小倉沢～長内	20kmまで 0.5回
	殿飯戸	21	10		1	自走	
	板割沢	3				長内～板割沢	10kmまで 0.5回
	割沢	5				板割沢～割沢	10kmまで 0.5回
	桂沢	5				自走	
	大杉沢	5				自走	
	餌釣	3				割沢～餌釣	20kmまで 0.5回
	中山	10				餌釣～中山	10kmまで 0.5回
別后沢	7				自走		
長沢	7	4			自走		
下松倉	3				中山～下松倉	10kmまで 0.5回	
猿間	7				自走		
音羽滝	3				自走		
旭沢	7				下松倉～旭沢	10kmまで 0.5回	

羽立 ・ 越山	板沢	28	4		支所から板沢	30kmまで	0.5回
	岩瀬（羽立側）	28			平滝（羽立側）～岩瀬（羽立側）	10kmまで	0.5回
	蔭原支線	14			自走		
	赤根沢支線	14			自走		
	繁沢支線	28	4		岩瀬（羽立側）～繁沢支線	10kmまで	0.5回
	土柳沢	7			繁沢支線～土柳沢		
	向繁沢	7			繁沢支線～向繁沢	10kmまで	0.5回
	内町支線	35	4		自走		
	夏越沢	7			自走		
	向内町	7	4		自走		
	平戸内	28			向繁沢～平戸内	10kmまで	0.5回
	黒滝沢	21	4		自走		
	宗行沢	7			平戸内～宗行沢	10kmまで	0.5回
	山田越	7			自走		
	杉ノ沢	7			宗行沢～杉ノ沢	10kmまで	0.5回
	花岡越金山	7			杉ノ沢～花岡越金山	10kmまで	0.5回
				花岡越金山～支所	20kmまで	0.5回	
七日市	小舟木沢	7			薄市林道～小舟木沢	50kmまで	0.5回
	下中の沢	7			自走		
	大舟木	14			小舟木沢～大舟木	10kmまで	0.5回
	松沢	7			大舟木～松沢	10kmまで	0.5回
	滝の沢	7			自走		
	仙戸石	7			松沢～仙戸石	10kmまで	0.5回
	寒沢	7			自走		
	小湯津内	7			仙戸石～小湯津内	10kmまで	0.5回
	奥見内	7			小湯津内～奥見内	20kmまで	0.5回
	平田沢	7			自走		
	下初森	7			自走		
	葛黒	7			自走		
	水無沢	7			自走		
	門ヶ沢	7			自走		
	牛沢	7			自走		
多々羅沢	7			自走			
鷹巣	鍋越沢	4			板沢～鍋越沢	40kmまで	0.5回
	タイコ沢	2			自走		
	日影沢	4			自走		
	東又	43			自走		
	坊川	10			奥見内～坊川	20kmまで	0.5回
	弥右工門沢	4			自走		
	岩野目沢	7			坊川～岩野目沢	10kmまで	0.5回
	湯の岱	4			岩野目沢～湯の岱	10kmまで	0.5回
	小森	5			湯の岱～小森	10kmまで	0.5回
	曲屋沢	2			自走		
	十杭沢	5			自走		
	奥十杭	5			自走		
	小坪沢	7			小森～小坪沢	10kmまで	0.5回
	摩当	7			小坪沢～摩当	20kmまで	0.5回
	大悪木沢	4			摩当～大悪木沢	10kmまで	0.5回
	上大沢	7			大悪木沢～上大沢	10kmまで	0.5回
	今泉	7			上大沢～今泉	30kmまで	0.5回
	松沢	14			今泉～松沢	10kmまで	0.5回
	綴子	5			松沢～綴子	20kmまで	0.5回
	空杉沢	3			自走		
	不動沢	16			自走		
大舟沢	7			綴子～大舟沢	10kmまで	0.5回	
糠沢	7			大舟沢～糠沢	10kmまで	0.5回	
弥助沢	3			自走			

岩野目 ・ 高峯	薄市林道	7				東又～薄市林道	30kmまで	0.5回
	味噌内支線	7				糠沢～味噌内支線	30kmまで	0.5回
	小味噌内	4				自走		
	割平	4				自走		
	平滝（岩野目側）	7				自走		
	ツガル沢	4				自走		
	蛭沢千歳	7				自走		
	十ノ瀬	7				自走		
	白岩沢	4				味噌内支線～白岩沢	10kmまで	0.5回
	早口	4				自走		
	小高四郎支線	4				自走		
	田代相馬線	7				自走		
	岩瀬（岩野目側）	4				自走		
	平滝（羽立側）	4				早口～平滝（羽立側）	40kmまで	0.5回
	上の沢	4				自走		
	中の沢	4				自走		
	雨池	4				自走		
	中の滝	4				自走		
	寄沢	7				自走		
	計	1,021	44	0	7			

※バックホウ、ホイールローダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

※融雪後の林道状況、他事業実行上の都合から、作業箇所、数量については変更となる場合がある。

※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数 (回)	備考
バックホウ 0.45 m3	10 kmまで	20.5	
バックホウ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	5.5	
バックホウ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	3.5	
バックホウ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	1.5	
バックホウ 0.45 m3	40 kmを超え50 kmまで	0.5	
計		31.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0回とし、片道の場合は0.5回とする。